

医療用ウィッグ購入費用の一部を助成します

大船渡市では、がん患者の皆さまの治療と就労や社会参加の両立と療養生活を支援するために、全頭用の医療用ウィッグの購入費用の一部を助成します。



対象となる方

- ① 大船渡市内に住所を有している方
- ② がんの治療を受け、頭髪の脱毛により全頭用の医療用ウィッグを購入した方
- ③ これまでに本事業の交付をうけていない方

対象となる経費

- ▶ 助成の対象となるのは、全頭用のウィッグ本体1台分の購入費用(税込)です。
- ▶ 本体に含まれない付属品やケア用品等の購入費用は対象外です。

助成金額

- ▶ 対象となる経費の2分の1の金額です。(上限2万円)
- ▶ 1,000円未満の端数を切り捨てた額が助成金額となります。

申請に必要な書類

- ① 大船渡市がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書(様式第1号)
- ② がん治療受診証明書(様式第2号)の写し、または治療内容を証明する書類の写し
(治療に関する説明書、診断書、治療方針計画書、診療明細書など)
- ③ ウィッグの購入年月日、金額を証明する書類の写し(領収書など)
- ④ 本人を確認する書類の写し(運転免許証など)

申請書類は健康推進課窓口で配布しています。
また、大船渡市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/kenkou/24247.html>



大船渡市保健福祉部健康推進課

大船渡市盛町字下館下14-1 大船渡市保健センター(大船渡警察署となり)

TEL0192-27-1581

申請期限

令和7年3月31日まで
購入から6か月以内の申請が必要です。
ただし、やむを得ない事由により6か月以内に申請できなかった場合は、健康推進課までご相談ください

申請から交付までの流れ

- ① 申請（申請者）
■ 表面に記載されている「申請に必要な書類」をそろえて、健康推進課まで持参または郵送してください。
↓
- ② 受理（市）
■ ご提出いただいた書類の内容を審査します。
必要な要件を満たしていれば、交付を決定します。
↓
- ③ 交付決定の通知（市）
■ 大船渡市医療用補正具購入費助成金交付決定通知書により、申請者に文書で通知します。
↓
- ④ 助成金の交付（市）
■ 申請者の指定した口座へ助成金を振込みます。
（振込み日の指定はできません）



お問合せ・申請先

大船渡市保健福祉部健康推進課

TEL 0192-27-1581

大船渡市盛町字下館下14-1 大船渡市保健センター（大船渡警察署となり）

*お気軽にお問い合わせください。